

## 新潟県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第8の規定に基づき評価調査者養成研修等の実施内容及び実施方法等を定めることにより、評価調査者（候補者を含む。）が評価事務に必要な知識、技術を習得して、専門性かつ公正・中立性を確保することを目的とする。

### (研修の種類)

第2条 第三者評価事業に関する研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）と評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）の2種類とする。

### (養成研修)

第3条 県は、新潟県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条第4号の①又は②を満たし、研修修了後、評価機関として県の認証を受けているか又は受ける予定の法人に評価調査者として所属する予定の者を対象に、評価の実施に必要な知識や技術等を習得させるため、養成研修を実施する。

2 養成研修の標準となるカリキュラムは、別表1のとおりとする。

3 全国社会福祉協議会が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を修了した者は、県が行う養成研修を修了した者とみなす。

### (継続研修)

第4条 県は、前条の養成研修を修了した者で、評価機関に評価調査者として所属している者を対象に、評価業務を継続的に実施するために必要となる知識等の付与及び資質の向上を図るために、定期的に継続研修を実施する。

2 継続研修の標準となるカリキュラムは、別表2のとおりとする。

3 この継続研修には、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者継続研修会を含むものとする。

### (研修受講手続き)

第5条 県は、研修を実施する場合は、県ホームページ等により研修日程及び研修内容、費用負担等を記載した研修案内を公示する。

2 研修の受講手続きについては、別に定める。

### (研修の実施)

第6条 研修の講師は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

2 研修は、原則、講義形式により行うが、グループ演習及び事業所での実習を含めて実施することができるものとする。

3 受講者は、研修に係るテキスト代実費を負担するものとする。

4 全国社会福祉協議会又は全国保育士養成協議会等が開催した評価調査者養成研修(社会的養護関係施設評価調査者養成研修を除く)を受講した者については、別表1のカリキュラムにおける「基礎的研修課程I」の履修を免除することができる。

#### (研修の修了)

第7条 受講者が、一回の研修の中で、定められたカリキュラムのすべてを履修したことをもって、研修を修了したこととする。ただし、災害等により交通手段が途絶した場合などやむを得ない事由により、研修の一部を受講できなかった場合には、その者の受講状況等を踏まえ、研修の修了について配慮することができるものとする。

#### (研修の効果)

第8条 養成研修修了者に対して、本県における福祉サービス第三者評価事業の評価調査者としての資格を付与する。

#### (評価調査者証の交付等)

第9条 県は、評価調査者養成研修または継続研修を修了したものについて、修了証(様式第1号)を交付するものとする。

#### (評価調査者名簿)

第10条 県は、評価調査者養成研修または継続研修を修了したものについて、評価調査者名簿(様式第2号)に掲載するものとする。

#### (評価調査者名簿記載事項の変更)

第11条 評価調査者は、評価調査者名簿の記載事項に変更が生じた場合、すみやかに変更届出(様式第3号)を提出するものとする。

#### (評価調査者名簿からの削除)

第12条 県は、評価調査者名簿に掲載したものが、次の各号の一に該当する場合は名簿から削除するものとする。

- (1) 本人から削除の申し出がなされた場合
- (2) 評価調査者養成研修を修了した翌年度以降、3年の間に1度も継続研修を修了しなかった、または評価実績がない場合
- (3) 継続研修を修了した、または評価実績があった翌年度以降、3年の間に1度も継続研修を修了しなかった、または評価実績がない場合
- (4) 法令違反、評価契約または守秘義務に違反するなど評価調査者としてふさわしくない行為をした場合

2 前項により評価調査者名簿から削除されたものは、評価調査者養成研修または継続研修の修了者として認めないものとする。

**(その他)**

第13条 この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要領は、平成19年3月30日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成20年3月24日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成22年6月7日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成24年5月8日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成24年7月17日から適用する。

様式第1号

( 修了者番号 )

# 修 了 証

( 氏 名 )

新潟県福祉サービス第三者評価事業に係る  
平成〇〇年度評価調査者養成研修（継続研修）を  
修了したことを証する

年 月 日

新潟県知事

評価調査者名簿

修了者番号 (登録年月日)	氏名 (生年月日)	資格	評価実績	継続研修 受講状況	備考
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		
			年度 件		

- \* 「資格」…新潟県第三者評価機関認証実施細則第3条(評価調査者の資格等)に該当する各項各号を記載する。
- \* 「評価実績」…名簿に登録された翌年度以降の評価実績を記載する。
- \* 「継続研修受講状況」…継続研修の受講・修了状況を記載する。
- \* 「備考」…その他特記事項を記載する。

様式第3号

年 月 日

変更届出

新潟県知事 へ

氏 名 印

住 所

連絡先

評価調査者名簿記載事項に変更が生じたので下記のとおり届出ます。

記

評価調査者・修了者番号	
変更事項	変更理由

\* 必要に応じて資料を添付する。